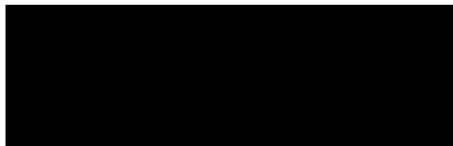


平成29年度 [REDACTED] クラック補修工事

特記仕様書

平成30年1月

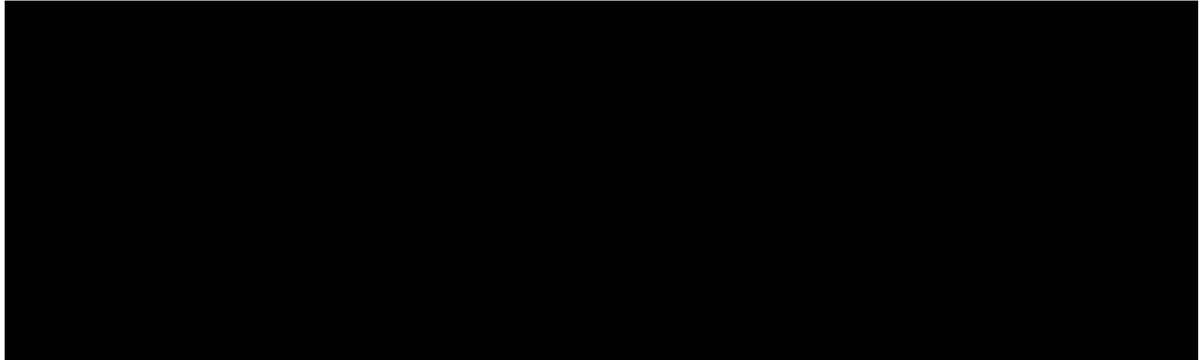


第1編 共通編

第1章 総則

第1節 適用

1-1 適用



1-2 準拠基準

受注者は、設計図書によるほか、次の基準類によらなければならない。

- (1) 「コンクリート構造物におけるIPH工法（内圧充填接合補強工法）の設計施工法」に関する技術評価報告書（平成29年3月） 土木学会
- (2) その他、監督員が指示するもの

第2節 工事場所



第3節 工期等

3-1 工期

工期は、休日等を見込み、契約締結の翌日から平成30年3月28日までとする。

なお、休日等には、日曜日及び祝日のほか、作業期間内の全土曜日を含まれている。

第4節 総価契約単価合意方式

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額の算定や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。
2. 共通仕様書第3編1-1-2第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。
受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づく内訳書を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。
3. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第5節 ワンデーレスポンス

1. 本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。

「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日

第4編 施工編

第1章 施工

第1節 共通事項

- 1.
- 2.

第2節 ■■■ クラック補修工

1. クラック補修は、内圧充填接合補強工法（IPH工法・特許工法）により行うものとする。
2. 施工に先立ち、施工箇所をディスクグラインダー等で均等に研磨し、躯体表面に顕在化したひび割れ等を調査して有効な樹脂注入ポイントを設定する。
3. 樹脂注入ポイントの穿孔は、深さ150mm又は鉄筋までとし、穿孔により発生する削粉を孔内に残留させないように施工するものとする。
4. 浮き補修注入は25箇所/m²、ひび割れ注入は5箇所/mを標準とするが、現地調査の結果を踏まえ、変更が必要な場合は監督員と協議するものとする。
5. 注入樹脂漏れ防止として、ひび割れ箇所にシールを施すものとする。
6. 樹脂注入は、空気抜きを行いながら低圧力（0.07N/mm²以下）かつ低速で行うものとする。
7. 樹脂注入の回数は1回を想定しているが、樹脂注入器内の樹脂が空になった場合は速やかに追加するものとする。その場合、設計変更の対象とする。なお、注入量が異常に多いと判断した場合は、直ちに監督員と協議するものとする。
8. 樹脂注入時の施工箇所気温が5℃以下になることが予想される場合は、監督員と協議するものとする。
9. 硬化確認後、樹脂注入器や樹脂漏れ防止シールを撤去し、ディスクグラインダー等で清掃するものとする。

第3節 ■■■ 排水工

1. コンクリート削孔は、躯体コンクリートの背面まで行うものとする。
2. 受注者は、削孔により発生したコンクリート殻を特記仕様書第1編第1章第12節（建設副産物）に示す再生資源化施設に搬出し処理するものとする。
3. 削孔箇所からの排水の状況等により、削孔箇所の追加を指示する場合がある。その場合、鉄筋探査が必要となるときは監督員と協議するものとする。

以上